

宮 監 第 20 号  
平成 29 年 11 月 24 日

宮 田 村 長 小田切 康 彦 様  
宮田村議会議長 清 水 正 康 様

宮田村代表監査委員 小 島 薫  
宮田村監査委員 田 中 一 男

### 平成 29 年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項及び宮田村監査委員条例第 3 条の規定に基づき、平成 29 年度定期監査を実施したので、地方自治法第 199 条第 9 項、第 10 項の規定により、報告します。

#### 記

#### 1 実施期間

平成 29 年 11 月 14 日から 11 月 17 日までの間 4 日間

#### 2 監査手続き

本年度の定期監査は、平成 29 年 9 月 30 日現在における事務、事業の執行状況について、法第 199 条第 8 項の規定に基づき予め資料の提出を求め、次の事項に重点をおき実施しました。

- (1) 予算執行状況
- (2) 契約・検収業務
- (3) 工事業務
- (4) 物品管理業務
- (5) 財産管理業務
- (6) 施設管理・運営状況

#### 3 監査結果（総括）

監査冒頭、各課長等より今年度の進捗状況と今後の見通しについて説明を受けたところ、順調に事業実施されている事を確認した。ただし、一部事業について国の方針変更があり、事業の見直しを余儀なくされているとのこと。速やかな手続きが必要と考える。

各課から事前提出された工事契約の状況調書、備品契約の状況調書、外郭団体等に関する会計調査、税等滞納額状況の各調書検収、及び現地調査を行った。書類審

査は完了したものを中心に工事・備品購入を合わせて52事業に対し確認し、現場については5か所現地確認を行った。

定期監査の結果は、事務処理及び事業の執行について概ね適切に行われていることを認めた。

#### 4 監査意見・提言

各課指摘事項・改善提案については次のとおりである。

##### (1) 総務課

- ・着手届が出されていない委託業務があったので整備されたい。
- ・村が土地開発公社から計画的に土地の買い戻しを行っているが、用途を明確にすべきである。
- ・消防の積載車車庫が狭く耐震性がないので、早急に改善を望む。

##### (2) みらい創造課

- ・移動販売車の運行について、福祉施策（買い物弱者対策）としての機能を果たせるよう、早期再開を望む。
- ・決算監査にて指摘した契約書の写しが工事書類に綴られていない。
- ・体験ハウス利用者が多く、利用状況はほぼ満室と聞いている。体験ハウスの効果もあり村内への移住者も増加してきているようなので、空き家バンク等の利用も含め、さらに村内への移住定住者の流入を増していただきたい。

##### (3) 住民課

- ・着手届が出されていない委託業務があったので整備されたい。
- ・国民健康保険の事務の県一元化が来年度から始まるが、被保険者の負担増とならないような対策を検討されたい。

##### (4) 建設課

- ・駒が原の水路改修が始まったが、基盤整備から年月が経過し、老朽化が進んでいるので計画的な改修が必要である。

##### (5) 産業振興推進室

- ・一社随意契約の工事で見積り書提出から落札決定までの期間が長すぎるものがあつた。工期の関係との説明があつたが適時見積徴取するなど落札手続きは速やかに処理を行うべきである。
- ・着手届が出されていない委託業務があったので整備されたい。
- ・着手届等工事書類が決裁に付されていない状況があつたので整備されたい。
- ・ジオパーク認定に向けての取り組みがされているが、関係市町村の温度差が大きく、認定が危惧されている。市町村間の調整が必要と思われる。

(6) 福祉課

- ・子育て相談窓口の一本化について現在検討中とのことだが、子育て育児の住民サービスの観点からも早急に進められたい。また、事務所のスペース確保も必要である。(教育委員会、住民課共通)
- ・着手届が出されていない委託業務があったので整備されたい。
- ・業者選定調書の決裁がとられていないものがあったので整備されたい。

(7) 教育委員会

- ・東保育園緑地管理作業委託事業の業者選定が村外事業者を選定しているが、産業振興の見地から出来るだけ村内業者の選定が望ましいと考える。
- ・業者選定調書の決裁がとられていないものがあったので整備されたい。
- ・前回指摘した監査の受検体制については、充分配慮されていた。

(8) 現場監査での指摘事項は次のとおりである。

- ・老人福祉センターのボイラー交換で、設置工事業者と保守点検業者が異なるようだが同一業者の方が精通しているのではないか。また、ボイラー室内に木製棚があり消防署から指摘されているようなので早急な改善を要する。

○全体を通して

役場では9S活動を行っているが、工事書類等整理整頓ができていない部分がまだ見える。忙しいこともありつい忘れてしまうこともあるかもしれないが、普段から9Sを意識してマニュアルに沿って整理整頓に努められたい。